

福岡県公報

平成26年7月8日
第3609号

目次

告示 (第600号 - 第605号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 3
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 8
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 9
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 落札者等の公示 (県民情報広報課) 9
- 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課) 10

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 11
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 11
- 平成26年度狩猟免許試験の期日の追加について (畜産課) 11

雑報

- 平成26年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) 13

告示

福岡県告示第600号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	三潴陽線	前	八女郡広川町大字広川 1445番3先から 八女郡広川町大字広川 1501番2先まで	6.9 ～ 10.1	193.0
			後	八女郡広川町大字広川 1445番3先から 八女郡広川町大字広川 1501番2先まで	11.0 ～ 12.1	

福岡県告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	宗 像 線 篠 栗	前	宮若市下3458番3先から 宮若市下3420番1先まで	3.6 ～ 17.0	89.0
			後	宮若市下3458番3先から 宮若市下3420番1先まで	6.2 ～ 17.6	89.0

福岡県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	上高橋 善導寺 線 停車場	前	久留米市北野町乙丸1先 から 久留米市北野町乙丸3番 5先まで	7.4 ～ 8.4	43.5
			後	久留米市北野町乙丸1先 から 久留米市北野町乙丸3番 5先まで	12.0 ～ 12.6	43.5

福岡県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	江 島 線 筑 後	前	久留米市城島町江上本2 番2先から 久留米市城島町江上290 番1先まで	4.0 ～ 6.9	120.0
			後	久留米市城島町江上本2 番2先から 久留米市城島町江上290 番1先まで	6.9 ～ 17.7	120.0

福岡県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	前 原 線 富 士	前	糸島市飯原1640番20先か ら 糸島市飯原1615番先まで	8.4 ～ 10.8	220.5
			後	糸島市飯原1640番20先か ら 糸島市飯原1615番1先ま で	11.9 ～ 16.1	220.5

福岡県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年7月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	前原線 富士	糸島市飯原1640番20先から 糸島市飯原1615番1先まで

公告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

運転者管理システム用プリンタサーバ機器等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

- 人にとっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にとっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にとっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にとっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年7月29日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

運転者管理システム用プリンタサーバ機器等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年8月19日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成26年7月8日（火）から平成26年8月18日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成26年8月19日（火）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成26年8月20日（水）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4

項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税8%を含めた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札した者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

A leasing contract for the printer servers, terminal computers, and Peripheral devices used in the Driver Information Management System

(1) Articles and Quantity

A leasing contract for the aforementioned items

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on August 19, 2014

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext 2233)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字山口910番1及び910番19

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市大字上古賀3番地1 アンブルールクラージュNeo102号

杉本 一之

杉本 亜矢

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）飯塚市平塚複合商業施設

(2) 所在地 飯塚市平塚294-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・県道穂波嘉穂線は国道200号線に比べて歩車道共に狭いため、搬入用車輛の出入りについては、特に気をつけること。（筑穂支所経済建設課）

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・国道200号線との出入口の位置が変わり、幅も狭くなる計画となっているようなので、歩行者の通行に支障をきたさないようにすること。

（筑穂支所経済建設課）

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

・消防水利包含図の添付をすること。

・BCPの策定をすること。

・閉店時間中は駐車場に立ち入れないように、施錠等すること。（防災安全課）

(5) 騒音の発生に係る事項

・周辺的生活環境保全のため、騒音には十分注意すること。（環境整備課）

(6) 廃棄物に係る事項等

・1回の排出量が5袋を超える場合は、筑穂地区収集許可業者（筑穂衛生又は瀧本衛生）と直接契約になるので、注意すること。詳細は環境施設課まで連絡すること。（環境施設課）

(7) 街並みづくり等への配慮等

・飯塚市都市景観条例に基づき、次のいずれかに該当する場合、大規模建築物等の新築等の届出書を提出すること。

- (1) 地上高さが13メートル以上又は延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物
 - (2) 表示面積の合計が20平方メートルを超える広告物
 - (3) 高さが13メートルを超える工作物（都市計画課）
- ・福岡県屋外広告物条例に基づき、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告版、広告塔、立看板、壁看板、アドバルーン、はり紙、電光ニュース、ネオン、電柱を利用する広告物等については、屋外広告物提出の許可申請を行う必要がある場合がある。（都市計画課）
- (8) その他
- ・西側の農業用排水路について、排水計画等現況と異なる場合は、協議すること。
- ・申請地域に隣接する農業用施設に対して、占用及び自主施工が必要な場合には、事前に協議等の上、手続きすること。（農業土木課）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）エーブック飯塚店
 - (2) 所在地 飯塚市秋松字上江野879番地3ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車場需要の充足等交通に関する事項
 - ・意見なし
 - (2) 歩行者通行の利便の確保等
 - ・意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・消防水利包含図の添付をすること。
 - ・BCPの策定をすること。
 - ・閉店時間中は駐車場に立ち入れないように、施錠等すること。（防災安全課）
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・周辺的生活環境保全のため、騒音には十分注意すること。特に深夜の営業は十分注意すること。（環境整備課）
 - (6) 廃棄物に係る事項等
 - ・1回の排出量が5袋を超える場合は、穂波地区収集許可業者（藤本組）と直接契約になるので、注意すること。詳細は環境施設課まで連絡すること。（環境施設課）
 - (7) 街並みづくり等への配慮等
 - ・飯塚市都市景観条例に基づき、次のいずれかに該当する場合、大規模建築物等の新築等の届出書を提出すること。
 - (1) 地上高さが13メートル以上又は延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物
 - (2) 表示面積の合計が20平方メートルを超える広告物
 - (3) 高さが13メートルを超える工作物（都市計画課）
 - ・福岡県屋外広告物条例に基づき、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告版、広告塔、立看板、壁看板、アドバルーン、はり紙、電光ニュース、ネオン、電柱を利用する広告物等については、屋外広告物提出の許可申請を行う必要がある場合がある。（都市計画課）
 - (8) その他
 - ・農繁期の農道車輛通行について、店舗利用者の通行を控えるようにすること。
 - ・申請地域に隣接する農業用施設に対して、占用及び自主施工が必要な場合には、事前に協議等の上、手続きすること。
 - ・申請地域を横断する形で水路（暗渠）が存在しており、占用許可している状況だが、開発に伴って何らかの変更を行う場合には、事前に協議の上、手続きすること。（農業土木課）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営豊前地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成26年7月8日から 平成26年8月6日まで	豊前市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営豊前地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成26年7月8日から 平成26年8月6日まで	豊前市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所

県営豊前地区（黒土北部工区）土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成26年7月8日から 平成26年8月6日まで	豊前市役所
----------------------------------	----------------------------	-------

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市山口土地改良区 飯塚市明星寺南土地改良区 飯塚市八木山地区土地改良区	平成26年6月26日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字吉野字土定原825番1、825番2、827番1、827番2、848番1及び848番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
熊本県荒尾市荒尾1997番地
医療法人 洗心会
理事長 水町 五郎

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成26年5月26日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社産交ミック福岡支店
 - 住所
福岡市博多区上牟田一丁目5番10号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6.0696円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成26年5月13日

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第1項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 特約業者の氏名又は名称
東洋商事株式会社
- 主たる事務所又は事業所の所在地
北九州市門司区港町7番8号 郵船ビル
- 特約業者の指定年月日
平成26年7月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市瀬高町文廣字栗ノ内1618番2及び1619番1、字中道南1623番1、1623番11、1623番12、1623番14から1623番16まで、1623番5、1624番1、1624番8から1624番11まで、1625番3、1625番7、1627番1、1627番5、1627番6、1628番2、1628番4、1624番5、1629番2及び1629番6
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
株式会社 コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日

平成26年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人暮らしの樹

(2) 代表者の氏名

中原 満里子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市合川町1106番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人が、地域で安心してこころ豊かに生活できるように、特に、最も支援が遅れている精神障害者を中心にして、さまざまな問題を一緒に考え、地域での生活や、就労への移行を支援することにより、誰もが安心して暮らせる、真に豊かで自立した社会作りを目指します。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あゆみの会

(2) 代表者の氏名

金子 義郎

(3) 主たる事務所の所在地

朝倉市甘木655番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対して、地域における理解を深める活動並びに障害者の社会的自立のための作業所の運営等に関する事業を行い、障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人武光福祉会

(2) 代表者の氏名

川上 直哉

(3) 主たる事務所の所在地

朝倉郡筑前町高田2315番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や児童青少年をはじめとする一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業などの福祉の増進を図る事業を行うとともに、福祉教育の推進、健康に暮せるまちづくりを図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

平成26年4月18日付け福岡県公報第3588号で公告した平成26年度狩猟免許試験の期日について、次のとおり追加する。

平成26年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成26年9月19日（金曜日）	福岡市博多区東公園7番7号	福岡県庁	農林水産部畜産課

※公共交通機関をご利用ください。

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時00分

3 受験の申込方法

(1) 受験の希望者は、狩猟免許申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この公告の日から下記で定める申込期限までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）を貼った受験票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日から3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4

条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ア）から（ウ）までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア）から（オ）までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日及び申込期限】

免 許 試 験	
実施期日	申込期限
9月19日	9月9日

4 注意事項

- (1) 試験の当日の受付は、午前9時から同9時25分まで行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができなくなるので注意すること。
 - ア 試験開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中無断で退席した場合
 - ウ 試験を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 試験には、受験票及び筆記具を持参すること。
- (5) その他詳細については、福岡県農林水産部畜産課鳥獣対策係又は各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課に問い合わせること。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成26年度行政書士試験を次のように実施する。

平成26年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成26年11月9日（日）午後1時00分から午後4時00分まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行され

ている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成26年8月4日（月）から平成26年9月5日（金）まで

イ 受付機関及び申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。平成26年9月5日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び請求先・配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間及び請求先

平成26年8月4日（月）から平成26年8月29日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること（8月29日必着のこと。）。

〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

○ 配布期間

平成26年8月4日（月）から平成26年9月5日（金）まで

○ 配布場所

	配布時間	休館日
県民情報センター （福岡市博多区東公園7-7） 企画・地域振興部市町村支援課 （同上） 北九州県民情報コーナー （北九州市小倉北区城内7-8） 筑豊県民情報コーナー （飯塚市新立岩8-1） 京築県民情報コーナー （行橋市中央1-2-1） 筑後県民情報コーナー （久留米市合川町1642-1）	午前8時30分から午後5時15分まで	土曜日、日曜日及び祝日
福岡県行政書士会 （福岡市博多区東公園2-31）	午前9時00分から午後5時00分まで	土曜日、日曜日及び祝日並びに平成26年8月13日（水）から平成26年8月15日（金）まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

なお、インターネット出願システムに関する問い合わせ先は、ホームページに掲載する。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

④ 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

⑤ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

① 平成26年8月4日（月）午前9時00分から平成26年9月2日（火）午後5時00分まで

② この出願システムは、平成26年9月2日（火）午後5時00分で終了する。午後5時00分までに入力を完了しないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

③ 最終日（平成26年9月2日）は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など）を希望する者については、申請の手続きが必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成27年1月26日（月）午前9時

(2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター（電話03-3263-7700）に対して行うこと。